

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	工場立地法																																																						
規制の名称	工場立地法の規制対象業種の見直し																																																						
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止																																																						
担当部局	経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課																																																						
評価実施時期	平成30年3月																																																						
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>平成24年5月の事前評価時点では、太陽光発電施設について、                  ① 実際に様々な形態で設置された太陽光発電施設が、周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼしたケースがないこと                  ② 科学的知見の充実や住民の太陽光発電施設に対する意識が変化したこと等により、今後も周辺の地域の生活環境の保持へ支障を及ぼすおそれは限りなく低いと考えられること                  との理由から、太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外した。                  現在も、5年前に太陽光発電施設に関する評価を行ったときと状況は変わっていない。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証                  5年前に評価したときと状況は変わっていない。具体的には、当該規制の緩和による新たな費用は発生していない一方、再生可能エネルギーの取扱量は増加している。</p> <p>③必要性の検証                  当初の想定どおり、規制の緩和後、メリットのみの発生となっていることから、規制の緩和の必要性は引き続き認められる。</p>																																																						
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素																																																						
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握</p> <p>【事前評価時の測定指標】                  当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。                  【遵守費用】                  当該規制緩和による遵守費用は発生していない。                  【費用推計との比較】                  費用推計とのかい離は生じていない。</p>																																																						
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>当該規制の緩和による影響については、工場立地法の通常の執行業務の中で把握することとしている。そのため、規制緩和による影響をモニタリングするため、追加的な業務は発生しておらず、新たな費用も発生していない。</p>																																																						
	影響の要素																																																						
	<p>⑥効果(定量化)の把握</p> <p>事前評価では、規制の緩和により、事業者による太陽光発電事業への進出が容易となり、再生可能エネルギーの取扱い(太陽光発電量)が増加するものと評価された。                  一定規模以上の太陽光発電設備(※1)の設置件数については、以下のように増加傾向となっている。                  (太陽光発電の設備導入件数(1MW以上(※1)の太陽光発電施設))(※2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備導入件数</td> <td>39</td> <td>774</td> <td>1,286</td> <td>1,740</td> <td>1,220</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 規制緩和により、届出が不要となるものは、一定規模以上(敷地面積9000㎡又は建築面積3000㎡以上)の施設であるため、設備導入件数は、敷地面積が一定規模以上(敷地面積9000㎡以上)になると想定される1MW以上の太陽光発電設備を計上。                  ※2 数値は、「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況等(経済産業省)」より</p> <p>規制の緩和により、一定規模以上の太陽光発電設備の設置時に、敷地面積の25%に緑地を含めた環境施設を設置する義務がなくなったことから、事前評価では、環境施設を設置費用・維持管理費用が軽減される点を事業者にとっての便益とした。これを踏まえ、規制があった場合に、設置費用等が発生していた環境施設の面積は次のとおりとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(環境施設の維持管理費用の軽減による効果)</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>527</td> <td>974</td> <td>1,445</td> <td>1,031</td> <td>3,999</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 環境施設面積の算出根拠                  【計算式】太陽光発電施設(1MW以上)の設備導入容量 × 1.5ha/MW × 25%                  ・設備導入容量は、「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況等(経済産業省)」から以下のとおりとなる。なお、規制緩和により、届出が不要となるものは、一定規模以上(敷地面積9000㎡又は建築面積3000㎡以上)の施設であるため、設備導入容量は、敷地面積が一定規模以上(敷地面積9000㎡以上)になると想定される1MW以上の太陽光発電設備を対象としている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備導入容量(MW)</td> <td>59</td> <td>1,406</td> <td>2,597</td> <td>3,854</td> <td>2,750</td> <td>10,666</td> </tr> </tbody> </table> <p>・太陽光発電施設敷地面積は、メガソーラーの実績値を元に、1.5ha/MWで推計(「平成24年度 太陽光発電システム等の普及動向に関する調査(経済産業省)」のデータを元に推計)。</p> <p>また、事前評価では、太陽光発電施設について、行政機関への届出が不要となるため、事務コスト軽減される点を便益とした。これを踏まえ、事務コスト軽減量は次のとおりとなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(行政機関の事務コストの軽減量)</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の軽減件数(※4)</td> <td>39</td> <td>774</td> <td>1,286</td> <td>1,740</td> <td>1,220</td> <td>5,059</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 届出が不要となるものは、一定規模以上(敷地面積9000㎡又は建築面積3000㎡以上)の施設であるため、敷地面積が一定規模以上(敷地面積9000㎡以上)になると想定される1MW以上の太陽光発電設備の設備導入件数を、規制緩和により軽減された届出件数と推計。                  ※5 太陽光発電設備の導入件数は、「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備の導入状況等(経済産業省)」より</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握                  便益については、金額換算まで行うことはできなかった。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握                  規制の緩和により、再生可能エネルギーの取扱い(太陽光発電量)の増加以外に、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、工場立地法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。</p>	年	H24	H25	H26	H27	H28	設備導入件数	39	774	1,286	1,740	1,220	(環境施設の維持管理費用の軽減による効果)	H24	H25	H26	H27	H28	合計		22	527	974	1,445	1,031	3,999		H24	H25	H26	H27	H28	合計	設備導入容量(MW)	59	1,406	2,597	3,854	2,750	10,666	(行政機関の事務コストの軽減量)	H24	H25	H26	H27	H28	合計	届出の軽減件数(※4)	39	774	1,286	1,740	1,220	5,059
年	H24	H25	H26	H27	H28																																																		
設備導入件数	39	774	1,286	1,740	1,220																																																		
(環境施設の維持管理費用の軽減による効果)	H24	H25	H26	H27	H28	合計																																																	
	22	527	974	1,445	1,031	3,999																																																	
	H24	H25	H26	H27	H28	合計																																																	
設備導入容量(MW)	59	1,406	2,597	3,854	2,750	10,666																																																	
(行政機関の事務コストの軽減量)	H24	H25	H26	H27	H28	合計																																																	
届出の軽減件数(※4)	39	774	1,286	1,740	1,220	5,059																																																	
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>当該規制の緩和に伴い新たな費用は発生していない。また、副次的・波及的な影響や事前評価時に意図していなかった負の影響も生じていないことから、規制緩和による総費用はゼロである。</p> <p>一方、便益については、金額換算まで行うことはできなかったが、太陽光発電施設を設置する事業者においては、累計で3,999ha(平成24年～28年合計)の環境施設の整備が不要になったと推計され、当該整備にかかったであろう設置コストや管理コストの削減が効果になったと考えられる。また、行政機関の事務量も届出件数が累計で5,059件(平成24年～28年合計)削減されたと推計され、その分の行政コストの削減が効果になったと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、規制緩和によって発生する費用と効果の観点からは、費用の発生はゼロである一方、効果が発生していると考えられることから、当該規制緩和を継続することが妥当である。</p>																																																						
備考																																																							